

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年9月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2401336号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500053号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑧までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑧までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間⑦の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間⑦の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月17日
② 平成27年12月11日
③ 平成28年4月21日
④ 平成28年11月7日
⑤ 平成28年12月21日
⑥ 平成29年7月13日
⑦ 平成29年12月6日
⑧ 平成30年12月27日

請求期間①から⑥まで及び⑧に支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正してほしい。

また、請求期間⑦については、支払年月日を平成 29 年 12 月 28 日として保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、当該賞与は同年 12 月 6 日に支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、支払年月日を同日とする保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑧までについて、A 事業所から提出された賞与台帳及び B 銀行から提出された取引明細（以下「賞与台帳等」という。）により、請求者は、当該期間に同事業所から別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑧までの標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第 4 欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥まで及び⑧について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 9 月 27 日又は同年 12 月 9 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、請求期間⑦について、支給年月日を平成 29 年 12 月 28 日として、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 12 月 9 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑦について、賞与台帳等により、請求者は A 事業所から、別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を、別表の第 5 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑦の別表の第 5 欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第 4 欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑦について、オンライン記録によると、支払年月日を平成 29 年 12 月 28 日として保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（厚生年金保険法第 75 条本文該当）として記録されていることが確認できる。

しかしながら、B 銀行から提出された預金取引明細によると、平成 29 年 12 月 28 日において、A 事業所からの送金は確認できないほか、同事業所の社会保険事務担当者は、請求者については、平成 29 年 12 月 6 日に支給した旨陳述している上、当該取引明細において確認できる賞与の送金日は、同日であることから、請求者の賞与支払年月日については、平成 29 年 12 月 28 日を同年 12 月 6 日とすることが必要である。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求 期間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文 訂正後の 標準賞与額
①	平成27年7月17日	25万円	25万円	25万円	—
②	平成27年12月11日	25万円	25万円	25万円	—
③	平成28年4月21日	12万5,000円	12万5,000円	12万5,000円	—
④	平成28年11月7日	12万5,000円	12万5,000円	12万5,000円	—
⑤	平成28年12月21日	25万円	25万円	25万円	—
⑥	平成29年7月13日	25万円	25万円	25万円	—
⑦	平成29年12月6日	25万円	24万9,000円	24万9,000円	25万円
⑧	平成30年12月27日	25万円	25万円	25万円	—

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2401337号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400054号

第1 結論

請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月17日
② 平成27年12月11日
③ 平成28年4月21日
④ 平成28年11月7日
⑤ 平成28年12月21日
⑥ 平成29年7月13日
⑦ 平成29年12月28日
⑧ 平成30年12月27日
⑨ 令和元年8月2日
⑩ 令和元年12月25日
⑪ 令和2年7月31日
⑫ 令和2年12月25日
⑬ 令和3年7月30日

請求期間①から⑬までに支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑬までについて、A事業所から提出された賞与台帳、給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び預金通帳並びにB銀行から提出された預金取引明細（以下「賞与台帳等」という。）により、請求者は、当該期間に同事業所から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑬までの標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑬までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年9月27日又は同年12月9日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
請 求 期 間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成27年 7 月17日	38万円	38万円	38万円
②	平成27年12月11日	38万円	38万円	38万円
③	平成28年 4 月21日	19万円	19万円	19万円
④	平成28年11月 7 日	19万円	19万円	19万円
⑤	平成28年12月21日	38万円	38万円	38万円
⑥	平成29年 7 月13日	38万円	38万円	38万円
⑦	平成29年12月28日	57万円	56万7,000円	56万7,000円
⑧	平成30年12月27日	38万円	38万円	38万円
⑨	令和元年 8 月 2 日	38万円	38万円	38万円
⑩	令和元年12月25日	38万円	38万円	38万円
⑪	令和 2 年 7 月31日	38万円	38万円	38万円
⑫	令和 2 年12月25日	57万円	57万円	57万円
⑬	令和 3 年 7 月30日	38万円	38万円	38万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500035号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500055号

第1 結論

請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月17日
② 平成27年12月11日
③ 平成28年4月21日
④ 平成28年11月7日
⑤ 平成28年12月21日
⑥ 平成29年7月13日
⑦ 平成29年12月28日
⑧ 平成30年12月27日
⑨ 令和元年8月2日
⑩ 令和元年12月25日
⑪ 令和2年7月31日
⑫ 令和2年12月25日
⑬ 令和3年7月30日

請求期間①から⑬までに支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑬までについて、A事業所から提出された賞与台帳、給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び預金通帳並びにB銀行から提出された預金取引明細（以下「賞与台帳等」という。）により、請求者は、当該期間に同事業所から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑬までの標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑬までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年9月27日又は同年12月9日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
請 求 期 間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成27年 7 月17日	32万円	32万円	32万円
②	平成27年12月11日	31万4,000円	31万4,000円	31万4,000円
③	平成28年 4 月21日	16万6,000円	16万6,000円	16万6,000円
④	平成28年11月 7 日	16万円	16万円	16万円
⑤	平成28年12月21日	32万円	32万円	32万円
⑥	平成29年 7 月13日	32万6,000円	32万6,000円	32万6,000円
⑦	平成29年12月28日	48万3,000円	48万円	48万円
⑧	平成30年12月27日	33万2,000円	33万2,000円	33万2,000円
⑨	令和元年 8 月 2 日	33万3,000円	33万4,000円	33万3,000円
⑩	令和元年12月25日	33万3,000円	33万4,000円	33万3,000円
⑪	令和 2 年 7 月31日	33万8,000円	33万8,000円	33万8,000円
⑫	令和 2 年12月25日	50万7,000円	50万7,000円	50万7,000円
⑬	令和 3 年 7 月30日	34万1,000円	34万1,000円	34万1,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500036号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500056号

第1 結論

請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月17日
② 平成27年12月11日
③ 平成28年4月21日
④ 平成28年11月7日
⑤ 平成28年12月21日
⑥ 平成29年7月13日
⑦ 平成29年12月28日
⑧ 平成30年12月27日
⑨ 令和元年8月2日
⑩ 令和元年12月25日
⑪ 令和2年7月31日
⑫ 令和2年12月25日
⑬ 令和3年7月30日

請求期間①から⑬までに支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑬までについて、A事業所から提出された賞与台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びにB銀行から提出された預金取引明細（以下「賞与台帳等」という。）により、請求者は、当該期間に同事業所から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑬までの標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑬までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年9月27日又は同年12月9日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
請 求 期 間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成27年 7 月17日	33万8,000円	33万8,000円	33万8,000円
②	平成27年12月11日	33万2,000円	33万2,000円	33万2,000円
③	平成28年 4 月21日	17万5,000円	17万5,000円	17万5,000円
④	平成28年11月 7 日	16万9,000円	16万9,000円	16万9,000円
⑤	平成28年12月21日	33万8,000円	33万8,000円	33万8,000円
⑥	平成29年 7 月13日	34万4,000円	34万4,000円	34万4,000円
⑦	平成29年12月28日	51万円	50万7,000円	50万7,000円
⑧	平成30年12月27日	35万円	35万円	35万円
⑨	令和元年 8 月 2 日	35万1,000円	35万2,000円	35万1,000円
⑩	令和元年12月25日	35万3,000円	35万3,000円	35万3,000円
⑪	令和 2 年 7 月31日	35万6,000円	35万6,000円	35万6,000円
⑫	令和 2 年12月25日	53万4,000円	53万4,000円	53万4,000円
⑬	令和 3 年 7 月30日	35万9,000円	35万9,000円	35万9,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500037号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500057号

第1 結論

請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月17日
② 平成27年12月11日
③ 平成28年4月21日
④ 平成28年11月7日
⑤ 平成28年12月21日
⑥ 平成29年7月13日
⑦ 平成29年12月28日
⑧ 平成30年12月27日
⑨ 令和元年8月2日
⑩ 令和元年12月25日
⑪ 令和2年7月31日
⑫ 令和2年12月25日
⑬ 令和3年7月30日

請求期間①から⑬までに支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑬までについて、A事業所から提出された賞与台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びにB銀行から提出された預金取引明細（以下「賞与台帳等」という。）により、請求者は、当該期間に同事業所から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑬までの標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑬までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年9月27日又は同年12月9日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
請 求 期 間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成27年 7 月17日	30万8, 000円	30万8, 000円	30万8, 000円
②	平成27年12月11日	30万2, 000円	30万2, 000円	30万2, 000円
③	平成28年 4 月21日	16万円	16万円	16万円
④	平成28年11月 7 日	15万4, 000円	15万4, 000円	15万4, 000円
⑤	平成28年12月21日	30万8, 000円	30万8, 000円	30万8, 000円
⑥	平成29年 7 月13日	31万4, 000円	31万4, 000円	31万4, 000円
⑦	平成29年12月28日	46万5, 000円	46万2, 000円	46万2, 000円
⑧	平成30年12月27日	32万円	32万円	32万円
⑨	令和元年 8 月 2 日	32万1, 000円	32万2, 000円	32万1, 000円
⑩	令和元年12月25日	32万3, 000円	32万3, 000円	32万3, 000円
⑪	令和 2 年 7 月31日	32万6, 000円	32万6, 000円	32万6, 000円
⑫	令和 2 年12月25日	48万9, 000円	48万9, 000円	48万9, 000円
⑬	令和 3 年 7 月30日	32万9, 000円	32万9, 000円	32万9, 000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500038号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500058号

第1 結論

請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月17日
② 平成27年12月11日
③ 平成28年4月21日
④ 平成28年11月7日
⑤ 平成28年12月21日
⑥ 平成29年7月13日
⑦ 平成29年12月28日
⑧ 平成30年12月27日
⑨ 令和元年8月2日
⑩ 令和元年12月25日
⑪ 令和2年7月31日
⑫ 令和2年12月25日
⑬ 令和3年7月30日

請求期間①から⑬までに支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑬までについて、A事業所から提出された賞与台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びにB銀行から提出された預金取引明細（以下「賞与台帳等」という。）により、請求者は、当該期間に同事業所から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑬までの標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑬までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年9月27日又は同年12月9日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
請 求 期 間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成27年 7 月17日	36万2,000円	36万2,000円	36万2,000円
②	平成27年12月11日	35万6,000円	35万6,000円	35万6,000円
③	平成28年 4 月21日	18万7,000円	18万7,000円	18万7,000円
④	平成28年11月 7 日	18万1,000円	18万1,000円	18万1,000円
⑤	平成28年12月21日	36万2,000円	36万2,000円	36万2,000円
⑥	平成29年 7 月13日	36万8,000円	36万8,000円	36万8,000円
⑦	平成29年12月28日	54万6,000円	54万3,000円	54万3,000円
⑧	平成30年12月27日	37万4,000円	37万4,000円	37万4,000円
⑨	令和元年 8 月 2 日	37万5,000円	37万6,000円	37万5,000円
⑩	令和元年12月25日	37万7,000円	37万7,000円	37万7,000円
⑪	令和 2 年 7 月31日	38万円	38万円	38万円
⑫	令和 2 年12月25日	57万円	57万円	57万円
⑬	令和 3 年 7 月30日	38万円	38万円	38万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500039号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500059号

第1 結論

請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月17日
② 平成27年12月11日
③ 平成28年4月21日
④ 平成28年11月7日
⑤ 平成28年12月21日
⑥ 平成29年7月13日
⑦ 平成29年12月28日
⑧ 平成30年12月27日
⑨ 令和元年8月2日
⑩ 令和元年12月25日
⑪ 令和2年7月31日
⑫ 令和2年12月25日
⑬ 令和3年7月30日

請求期間①から⑬までに支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑬までについて、A事業所から提出された賞与台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びにB銀行から提出された預金取引明細（以下「賞与台帳等」という。）により、請求者は、当該期間に同事業所から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑬までの標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑬までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年9月27日又は同年12月9日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
請 求 期 間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成27年 7 月17日	23万6,000円	23万6,000円	23万6,000円
②	平成27年12月11日	23万円	23万円	23万円
③	平成28年 4 月21日	12万4,000円	12万4,000円	12万4,000円
④	平成28年11月 7 日	11万8,000円	11万8,000円	11万8,000円
⑤	平成28年12月21日	23万6,000円	23万6,000円	23万6,000円
⑥	平成29年 7 月13日	24万2,000円	24万2,000円	24万2,000円
⑦	平成29年12月28日	35万7,000円	34万9,000円	34万9,000円
⑧	平成30年12月27日	24万8,000円	24万8,000円	24万8,000円
⑨	令和元年 8 月 2 日	24万9,000円	25万円	24万9,000円
⑩	令和元年12月25日	25万1,000円	25万1,000円	25万1,000円
⑪	令和 2 年 7 月31日	25万4,000円	25万4,000円	25万4,000円
⑫	令和 2 年12月25日	38万1,000円	38万1,000円	38万1,000円
⑬	令和 3 年 7 月30日	25万7,000円	25万7,000円	25万7,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500040号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500060号

第1 結論

請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月17日
② 平成27年12月11日
③ 平成28年4月21日
④ 平成28年11月7日
⑤ 平成28年12月21日
⑥ 平成29年7月13日
⑦ 平成29年12月28日
⑧ 平成30年12月27日
⑨ 令和元年8月2日
⑩ 令和元年12月25日
⑪ 令和2年7月31日
⑫ 令和2年12月25日
⑬ 令和3年7月30日

請求期間①から⑬までに支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑬までについて、A事業所から提出された賞与台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びにB銀行から提出された預金取引明細（以下「賞与台帳等」という。）により、請求者は、当該期間に同事業所から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑬までの標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑬までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年9月27日又は同年12月9日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
請 求 期 間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成27年 7 月17日	30万2,000円	30万2,000円	30万2,000円
②	平成27年12月11日	29万6,000円	29万6,000円	29万6,000円
③	平成28年 4 月21日	15万7,000円	15万7,000円	15万7,000円
④	平成28年11月 7 日	15万1,000円	15万1,000円	15万1,000円
⑤	平成28年12月21日	30万2,000円	30万2,000円	30万2,000円
⑥	平成29年 7 月13日	30万8,000円	30万8,000円	30万8,000円
⑦	平成29年12月28日	45万6,000円	45万4,000円	45万4,000円
⑧	平成30年12月27日	31万4,000円	31万4,000円	31万4,000円
⑨	令和元年 8 月 2 日	31万5,000円	31万6,000円	31万5,000円
⑩	令和元年12月25日	31万7,000円	31万7,000円	31万7,000円
⑪	令和 2 年 7 月31日	32万円	32万円	32万円
⑫	令和 2 年12月25日	48万円	48万円	48万円
⑬	令和 3 年 7 月30日	32万3,000円	32万3,000円	32万3,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500332号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2500025号

第1 結論

平成2年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年*月

私は、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いなく、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、これまでに請求期間の国民年金保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を16回行っているが、既に当該訂正請求に対して、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。